

令和 7 年 4 月 1 日
愛 知 県

公益認定等に関する審査基準

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条及び第 11 条の認定並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 125 条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）を行政手続法第 2 条第 8 号ロの審査基準とする。